

e o 光再送信テレビ規約

2025年7月1日
株式会社オプテージ

eo 光再送信テレビ規約

第1条（規約の適用）

株式会社オプテージ（以下「当社」といいます。）は、eo光再送信テレビ規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより、eo光再送信テレビサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 当社は、特に必要があるときは、本規約に関する条項の追加、削除、変更などの条件を別途定めた特約を付することができるものとします。この場合、特約は本規約の一部を構成するものとし、本規約と特約との間に齟齬が生じた場合、特約が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することができます。この場合には、料金その他のサービスの提供条件は変更後の規約によります。なお、変更後の規約は、当社のホームページに掲載いたします。

掲載サイト：(https://support.eonet.jp/download/contract/pdf/eotv_sendtv02.pdf)

第3条（サービス）

当社が、定められた業務区域（以下「サービス提供区域」といいます。）において提供する本サービスは、次のとおりとします。

（1）基本サービス

当社が再送信同意を取得した放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む。）とFMラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービスおよび自主放送サービス。

なお、日本放送協会の放送受信料は、eo光再送信テレビ契約者の負担となります。

（2）上記サービスに付帯するサービス

第4条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	本規約第7条により成立した契約
eo光再送信テレビ契約者	当社と本契約を締結した者

e o 光再送信テレビサービス取扱所	e o 光再送信テレビサービスに関する業務を行う当社の事業所
本施設	当社の放送センターから e o 光再送信テレビ契約者の受信機に至るまでの施設
契約者回線	当社の放送センターから T V 用 O N U までの施設
T V 用 O N U	契約者回線の需要場所側の終端に設置される放送用光受信機
引込施設	クロージャから T V 用 O N U までの施設
お客さま施設	T V 用 O N U の出力端子の接続線から受信機に至るまでの施設
受信機	テレビ、ビデオなどの機器

第5条（提供対象範囲）

当社が、本規約を適用する対象範囲（以下「サービス提供対象」といいます。）は別途特約に定めます。

なお、本規約に定めるサービス提供対象外への本サービスの提供は、原則行いません。

第6条(契約の単位)

契約者回線 1 回線ごとに 1 の契約といたします。この場合、1 の契約につき契約者は 1 人といたします。

第7条（契約の成立）

加入申込者が、本規約を承認の上、当社所定の方法により申し込みを行い、当社が申し込みを承諾したときに、サービスの提供に関する契約が成立するものとします。

2. 当社は前項の定めに係わらず、次の場合には本契約を承諾しない場合があります。

- (1) 別途特約に定める加入申込期間以外の期間の申し込みである場合。
- (2) 加入申込内容に虚偽の届出のあることが判明した場合。
- (3) 引込施設などの設置、および保持が困難な場合。
- (4) e o 光再送信テレビ契約者が本規約に基づく料金その他の支払いを怠るおそれがある場合。
- (5) その他、サービスを提供するうえで業務遂行上、支障がある場合。

3. 加入申込者は、所有または占有する敷地、家屋または構築物などにおいて、地主、家主その他利害関係人があるときには、本施設の設置、保守、その他本規約の履行のため、当社が敷地、家屋または構築物などを使用することについてあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関しては、加入申込者が責任を負うものとします。

4. 当社は、第1項の規定により本契約が成立した場合は、当社が別に定める方法により、その契約内容を通知します。

第8条（初期契約解除）

e o光再送信テレビ契約者は、前条第4項の規定による通知の受領後8日を経過するまでに、当社所定の方法により、当社に申し出ることにより、その申し込みの撤回または本契約を解除（以下「初期契約解除」という）することができます。

2. サービス提供にかかる工事などの着手後に初期契約解除が適用された場合、e o光再送信テレビ契約者は、本規約および特約に規定する額を上限とし、当社が既に実施した工事などに要した費用、および撤去に要するすべての工事費などの費用を負担するものとします。

第9条（設置場所の変更）

e o光再送信テレビ契約者は、同一敷地内においてのみ、技術的に接続が可能な場合に限り、引込施設などの設置場所を変更できるものとします。ただし、一時撤去を伴う設置場所の変更は、建替えなど、正当な理由がある場合のみ、これを認めます。この場合、e o光再送信テレビ契約者は、事前に当社の承認を得るものとします。

2. 前項の場合、e o光再送信テレビ契約者は、所定の方法により、当社に申し出るものとします。

3. 当社は、前項の申し出について、第7条の規定に準じて取り扱います。

4. e o光再送信テレビ契約者は、この変更に要するすべての工事費などの費用（当社ほかe o光再送信テレビ契約者以外の者に生じる費用を含む）を負担するものとします。

5. 同一敷地内においても、引込施設の追加は、これを認めないものとします。

第10条（利用権の譲渡）

e o光再送信テレビ契約者は、次の場合に限り、当社の承認を得て、e o光再送信テレビ契約に係る利用権（e o光再送信テレビ契約者が本規約に基づいてe o光再送信テレビサービスの提供を受ける権利をいい、以下同じとします）を譲渡できるものとします。

（1）同居親族間の相続の場合。

（2）譲渡を希望するe o光再送信テレビ契約者（以下、「新e o光再送信テレビ契約者」といいます。）が、譲渡前のe o光再送信テレビ契約者（以下、「旧e o光再送信テレビ契約者」といいます。）と同一敷地内においてサービスの提供を受けることについて、旧e o光再送信テレビ契約者の本契約上の権利義務を承継する場合。

2. 前項の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に申し出るものとします。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができるものとします。また当社は、当社の判断において、当事者の連署または譲渡があったことを証明できる書類の添付を不要とすることがあります。

3. e o 光再送信テレビ契約に係る利用権の譲渡があったときは、新 e o 光再送信テレビ契約者は、旧 e o 光再送信テレビ契約者の有していた e o 光再送信テレビに係る権利および義務のうち当社が認める範囲に限り承継するものとします。また、譲渡に際し、設置場所の変更、接続調整などが必要になったときは、新 e o 光再送信テレビ契約者はそれらに要するすべての工事費などの費用を負担するものとします。なお、譲渡に関し当事者間で紛争が生じた場合は、新 e o 光再送信テレビ契約者の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第11条（契約内容の変更）

e o 光再送信テレビ契約者は、サービス内容の変更を希望する場合は、当社所定の方法により申し出るものとします。

2. 当社は契約内容の変更の申し出があった場合、当社の指定する期日までに受けたものについて、当社の指定する期日から変更された内容によってサービスを提供します。

3. 第1項の他、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、e o 光再送信テレビ契約者は当社所定の方法により、すみやかに申し出るものとします。

4. e o 光再送信テレビ契約者は、本サービスから当社が e o 光テレビサービス契約約款に定める e o 光テレビサービスにサービス内容を変更することができます。この場合、e o 光テレビサービス契約約款は本規約の一部を構成するものとし、本規約と e o 光テレビサービス契約約款との間に齟齬が生じた場合、e o 光テレビサービス契約約款が本規約に優先して適用されるものとします。

5. 前項によりサービス内容を e o 光テレビサービスに変更した場合であって、再度本サービスにサービス内容を変更する場合、別表1に定める撤去工事費などを当社に支払うものとします。ただし、引込施設の撤去が行われていた場合はこの限りではありません。

第12条（解約）

e o 光再送信テレビ契約者は、本契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の4日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。

2. 前項による解約の場合は、e o 光再送信テレビ契約者は第13条の規定による料金を当

該解約の日の属する月の分まで、当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

3. 第1項による解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込施設を撤去し、eo光再送信テレビ契約者は、別表1に定める撤去費用、および追加工事費を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。ただし、撤去にともない、eo光再送信テレビ契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合は、eo光再送信テレビ契約者は、自己の負担で、その復旧工事を行うものとします。

4. 引込施設撤去後の地上放送などの受信設備（アンテナなど）はeo光再送信テレビ契約者が用意するものとし、解約後の地上放送などの受信について当社は関知いたしません。

5. 解約に際しては、初期費用などはeo光再送信テレビ契約者に返戻いたしません

6. 本契約解約後は、再度、本サービスに申し込む事は出来ません。

第13条（月額料金の支払義務）

eo光再送信テレビ契約者は、別途特約に定める月額料金（以下「利用料など」といいます。）を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

2. eo光再送信テレビ契約者は、工事完了日の当該月の翌月分から解約の日の属する月の分まで利用料などを支払うものとします。

3. 第2項の期間において、サービスの提供の停止などによりeo光再送信テレビサービスを利用することのできない状態が生じたときの利用料などの支払いは、次によります。

- (1) サービスの提供の停止があったときは、eo光再送信テレビ契約者は、その期間中の利用料などの支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、eo光再送信テレビ契約者は、次の場合を除き、eo光再送信テレビサービスを利用できなかった期間中の利用料などの支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 eo光再送信テレビ契約者の責めによらない理由により、eo光再送信テレビサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料など

4. 当社の故意または重大な過失によりeo光再送信テレビサービスを全く利用できない状態が生じた場合は、前項の規定は適用しません。

5. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料などがすでに支払われているときは、その料金を返還します。

第14条（料金などの臨時減免）

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金などの減免を行ったときは、関係の e o 光再送信テレビサービス取扱所に掲示するなどの方法により、そのことを周知します。

第15条（初期費用など）

e o 光再送信テレビ契約者は、別途特約に定める初期費用などを当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

第16条（割増金）

e o 光再送信テレビ契約者が、月額料金その他本契約に定める債務の支払いを不法に免れた場合、e o 光再送信テレビ契約者は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を、割増金として、当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払っていただきます。

第17条（遅延利息）

e o 光再送信テレビ契約者が、月額料金その他本契約に定める債務（遅延利息を除きます。）の支払いを支払期日より遅延した場合、e o 光再送信テレビ契約者は、支払期日の翌日より支払日の前日まで、年利14.5%の遅延利息を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2. 第8条（初期契約解除）に規定する初期契約解除の適用により、支払いを要する事となった料金その他の債務（延滞利息を除きます。）に対する延滞利息については前項の規定に関らず、商事法定率利に基づき計算します。

第18条（手続きに関する料金）

e o 光再送信テレビ契約者が、月額料金その他本契約に定める債務を当社に支払った旨の証明書（以下、「支払証明書」といいます。）の発行を当社に申し出た場合、別表2に定める支払証明書発行手数料を当社に支払うものとします。

2. e o 光再送信テレビ契約者からの請求または月額料金その他本契約に定める債務の支払いを現に怠るおそれがあることにより、その e o 光再送信テレビサービスに関する料金の請求書等の発行を行ったときは、別表2に定める請求書等発行手数料を当社に支払うものと

します。

なお、2021年4月以降発行分より、請求書等での支払いに伴う振込手数料はe o光再送信テレビ契約者の負担とします。

3. e o光再送信テレビ契約者からの請求により、本サービスに関する料金の口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を行ったときは、別表2に定める料金明細類発行手数料を当社に支払うものとします。

第19条（施設の設置）

当社のサービス提供に必要な契約者回線の設置工事は、当社所定の使用機器、工法などにより、当社または当社指定の業者が行うものとします。

2. T V用ONUの設置場所は需要場所の地点とし、クロージャから最短距離にある場所を基準として、当社との協議によって定めます。

第20条（設置場所の提供）

当社は、引込施設などを取り付けするため、必要に応じて、e o光再送信テレビ契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などを無償で使用できるものとし、e o光再送信テレビ契約者は無償による取り付け場所の提供を承諾していただきます。なお、引込施設などの使用に係る電源はe o光再送信テレビ契約者が設置するものとし、その電気料金および消耗品はe o光再送信テレビ契約者が負担するものとします。

第21条（立入り）

e o光再送信テレビ契約者は、当社または当社の指定する業者が、本施設の維持管理、保守などを行うために、e o光再送信テレビ契約者が所有または占用する敷地、家屋、構築物などの立入りについて協力を求めた場合は、これを承諾するものとします。

第22条（施設の所有）

当社は、契約者回線などを、e o光再送信テレビ契約者は、お客さま施設をそれぞれ所有します。

第23条（施設の維持管理、保守工事）

本施設の維持管理は、所有区分によりそれぞれの所有者が行うものとします。

2. 契約者回線の保守工事は、当社所定の使用機器、工法などにより、当社または当社指定の業者が行うものとします。

3. e o 光再送信テレビ契約者は、契約者回線の維持管理、保守工事の必要上、当社が提供するサービスを停止する場合があることを承認いただきます。

第24条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合については、損害の賠償を負いません。

- (1) 天災、事変、不測の事故、通信衛星の故障、第三者の原因による事故、その他契約回線の故障または工事などによるサービス提供の停止および変更が生じた場合。
- (2) 当社の責に帰さない事由または受信障害により、e o 光再送信テレビ契約者、お客さま設備および受信機などに損害が生じた場合。
- (3) 設置場所の変更、故障、サービスの解約などにより、録画物が消失した場合。

第25条（責任の制限）

当社は、e o 光再送信テレビサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのe o 光再送信テレビサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、e o 光再送信テレビサービス契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、e o 光再送信テレビサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応する利用料など（そのe o 光再送信テレビサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連續した時間に対応する料金額の算定にあっては、特約の規定に準じて取り扱います。

4. 当社の故意または重大な過失によりe o 光再送信テレビサービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

第26条（禁止事項）

e o 光再送信テレビ契約者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 引込施設の損壊、改変もしくは増設などの工事。
- (2) 当社が提供するサービスを第三者へ供給すること。
- (3) 当社の提供するサービスについて著作権侵害など、法令に反する利用。

2. e o 光再送信テレビ契約者は、前項に違反して当社に損害を与えた場合においては、当社は、e o 光再送信テレビ契約者に対し、損害の賠償を請求することができます。また、e

○光再送信テレビ契約者に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第27条（e o光再送信テレビ契約者に係る情報の利用）

当社は、e o光再送信テレビ契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、当社のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、e o光再送信テレビサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、e o光再送信テレビ契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第28条（故障）

当社または当社の指定する業者は、e o光再送信テレビ契約者から当社の提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、e o光再送信テレビ契約者の受信機およびお客様さま施設に起因する受信異常については、この限りではありません。

2. e o光再送信テレビ契約者は、e o光再送信テレビ契約者の受信機およびお客様さま施設の異常の調査および修復に要する費用を負担するものとします。

3. e o光再送信テレビ契約者は、e o光再送信テレビ契約者の故意または過失により、契約者回線に故障が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第29条（番組内容の変更）

当社は都合により予告なしに放送する番組内容を変更することがあります。なお、変更によってe o光再送信テレビ契約者に生ずる損害の賠償には応じません。

第30条（番組編成の変更）

当社は都合により番組編成を変更することがあります。なお、変更によってe o光再送信テレビ契約者に生ずる損害の賠償には応じません。

第31条（停止および解除）

当社は、e o光再送信テレビ契約者が月額料金その他本契約に定める債務を滞納された場合や、本規約に違反する行為があったと認められる場合は、e o光再送信テレビ契約者に催告したうえでサービスの提供を停止し、停止した月の月末をもって本契約を解除することが

できるものとします。なお本契約を解除する場合、第12条の規定を準用します。なお、初期費用などはe o光再送信テレビ契約者に返戻いたしません。

第32条（専属的合意管轄裁判所）

e o光再送信テレビ契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（サービスの終了）

当社は、次の場合には、e o光再送信テレビサービスを終了することがあります。

- (1) 別途特約に規定するe o光再送信テレビサービスの提供期間が終了したとき。
- (2) e o光再送信テレビサービスを提供するための本施設の劣化などにより、安定したe o光再送信テレビサービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 当社が提供する他のサービスに伴い、e o光再送信テレビサービスの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。
- (4) 経営上、技術上などの理由によりe o光再送信テレビサービスが適正かつ正常な提供ができなくなりサービスの運営が事実上不可能になったとき。
- (5) その他の理由でe o光再送信テレビサービスが提供できなくなったとき。

2 当社は、前項の規定によりe o光再送信テレビサービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などをe o光再送信サービス契約者に通知いたします。ただし、e o光再送信サービス契約者の氏名などの変更の届出に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には通知を行ったものとみなします。

第34条（キャンペーンなどの適用）

e o光再送信テレビ契約者が、提供条件および当社が個別に定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

別 表

別表1. 撤去工事費など

項目	金額
撤去工事費	全施設撤去の場合 22,000円（税込額 24,200円）
	引込施設残置の場合 12,000円（税込額 13,200円）
	引込施設残置の場合であつて、eo光再送信テレビ契約者自身で受信設備（アンテナなど）の切り替えが完了している場合 5,000円（税込額 5,500円）
STB撤去費用	eo光テレビサービスから本サービスへ復帰する場合 5,000円（税込額 5,500円）／台
TV用ONU交換工事費	eo光テレビサービスから本サービスへ復帰する場合 3,000円（税込額 3,300円）／台

別表2. 手続きに関する料金

項目	金額
支払証明書発行手数料※1	400円／枚（税込額 440円／枚）
登録証・契約内容証明書再発行手数料	258円（税込額 283円）
請求書等発行手数料	400円／枚（税込額 440円／枚）
料金明細類発行手数料※2	200円／枚（税込額 220円／枚）

- ※1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代および郵送料金（実費）が必要な場合があります。
- ※2 料金明細類の発行については利用料などの請求がない場合は、料金明細類は発行しません。この場合、上記の手数料の支払いは要しません。
- ※3 税込み額は2025年7月1日現在の税率（10%）に基づく金額です。税率の引き上げに応じて金額は変更されます。
- ※4 オプテージのインボイス登録番号は「T9-1200-0106-2589」です。本規約または特約と、支払いを証明する書類等（記帳済み通帳等）を組み合わせて仕入税額控除にご利用いただくことが可能です。

附 則

(実施期日)

1. この規約は、2019年5月1日から実施します。

(経過措置)

2. 第13条（月額料金の支払義務）第3項第2号の区分は、2019年6月30日まで以下のとおりとします。

区 別	支払いを要しない料金
1 e o光再送信テレビ契約者の責めによらない理由により、e o光再送信テレビサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、10日以上その状態が連續したとき。	そのことを当社が知った時刻から起算して、10日以上の利用できなかった月の利用料など

3. 第25条（責任の制限）の規定は、2019年7月1日以降適用するものとします。

附 則

(実施期日)

この規約は、2019年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この規約は、2020年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この規約は、2025年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この規約は、2025年7月1日から実施します。